

平成 2 8 年 度
津 山 市 農 業 委 員 会
(9 月 定 例 会 議 事 録)

平成 2 8 年 9 月 1 2 日 (月) 1 3 時 3 0 分 ~
津山市役所 2 F 大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数 3 4 名

出 席 委 員 (3 2 名)

1 . 日 笠 治 郎	2 . 木 下 稔	3 . 目 瀬 公 康	4 . 平 田 行 男
6 . 本 山 寛 文	7 . 大 山 正 志	8 . 松 岡 兆 人	9 . 内 藤 修
10 . 植 本 幸 男	11 . 竹 内 隆 一	12 . 只 友 良 春	13 . 光 成 美 文
14 . 坂 本 道 治	15 . 福 田 信 吾	16 . 長 森 健 樹	18 . 森 本 政 孝
19 . 勝 山 修	20 . 井 家 上 淑 子	22 . 福 山 辰 成	23 . 鈴 木 幸 一 郎
25 . 太 田 裕 恭	26 . 川 崎 久 夫	27 . 内 田 増 美	28 . 赤 堀 康 弘
29 . 石 本 恵 二	30 . 南 都 芳 明	31 . 小 島 仁 太 郎	32 . 池 田 幸 正
34 . 山 下 英 男	35 . 神 田 圭 介	37 . 河 本 廣 道	38 . 溝 口 節 子

欠 席 委 員 (2 名)

33 . 尾 島 宏 明 36 . 寺 元 久 郎

事 務 局 (1 0 名)

坂 手 局 長	松 岡 次 長	宮 野 主 任	藤 原 主 任
元 清 水 主 任	杉 井 主 事	三 宅 主 任	小 椋 主 任
池 上 主 任	安 藤 主 査		
二 宮 参 与			

議 事

- 議案第 40号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
- 議案第 41号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請承認について
(市長処分)
- 議案第 42号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(市長処分)
- 議案第 43号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について
(市長処分)
- 議案第 44号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について
(市長処分)
- 議案第 45号 非農地証明願承認について
- 議案第 46号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの
判断について
- 議案第 47号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 48号 津山市国民健康保険運営協議会委員の推薦について
- 報告第 12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- その他

議 事 録

別紙のとおり

(1 3 : 3 0 ~)

事 務 局 長

失礼します。

それでは只今から、平成28年9月の津山市農業委員会定例会を開催致します。
本日は委員34名中32名の出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立致します。

なお、33番尾島委員、36番寺元委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降議事進行は日笠会長にお願い致します。

日 笠 会 長

皆さんご苦労様でございます。暑い日が続きようりましたが、稲刈りも始まった様で、皆さん体に十分気を付けてやってもらうように宜しくお願いします。

また、今日の審議が速やかに行くようによろしく申し上げます。それでは、議事録署名人を私の方から指名させてもろうてよろしいか。

*

日 笠 会 長

はい。

28番赤堀委員さん、29番石本委員さんお願いします。

*

日 笠 会 長

それでは議事の前に、先日の運営委員会の報告を運営委員長からお願いします。

目 瀬 運 営 委 員 長

先般、8月12日に開催されました第3回運営委員会について、私から報告させていただきます。

今回の運営委員会では、10日に開催されました定例会で、運営委員会に判断を委ねることとされました、農地法第3条の件1件と、農地法第4条の件2件の合計3件について、現地を調査し、最終的な判断について決定したものです。

農地法第3条の件につきましては、現地調査において、本人が耕作すべき農地が適正に管理されていない状況を確認致しました。また、権利の取得を予定している農地についても現地を確認しましたが、現状のままでは取得後に農地として適正に利用できるとは言えない状態の農地があることを確認致しました。以上のことから、この件については、不許可と致しました。

なお、この件につきましては、今月の議案に再度申請がでているようです。

次に、農地法第4条の件についてですが、現地調査において、本人が耕作すべき農地に遊具や倉庫を設置していることを確認致しました。

したがって、農地法第4条を許可できない事項に該当するものと判断し、不許可意見として市長に進達致しました。

ただし、その後、本人から後追いとはなりますが、遊具等を設置しております部分について適正な手続きを行うとして、申請の取下げがなされたということで、最終的には不許可とはなっていないとのことです。

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。皆さん、今の報告で承知してもらえますか。

*

日 笠 会 長

はい。

ありがとうございます。次に議案書に訂正があるようなので、事務局説明をお願いします。

事 務 局

失礼します。

審議に入る前に、議案書に誤植が1件ありましたので、お手数ですが、お手元の訂正をお願いします。申し訳ありません。

表紙を1枚捲っていただいて、「議案の送付について」というページがあると思います。議案第43号が5条の規定による使用貸借設定、議案第44号が5条の規定による賃貸借権設定となっておりますが、正しくは43号が賃貸借権設定、44号が使用貸借権設定ですので、訂正をお願いします。

また、実際の審議案件のページには誤りはありません。宜しくお願いします。

日 笠 会 長	<p>ありがとうございました。それでは、議案に入らせて頂きます。</p> <p>議案第40号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について上程します。事務局の説明の前に判断のための写真を回覧しますので、休憩します。</p>
* 日 笠 会 長 事 務 局 (津 山)	<p>写真回覧、休憩</p> <p>それでは写真を見てもらったんで、再開します。事務局説明願います。</p> <p>はい、失礼します。それでは、議案第40号の説明を致します。今回、津山地区から3件、加茂地区から1件、久米地区から1件の計5件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページです。それでは、議案書をもとに説明します。</p> <p>まず、津1-1についてですが、この件については、運営委員長報告にもありましたが、先月、不許可となった件の再申請となり、総社の76歳男性から、大田の49歳会社役員男性への、増反による所有権移転です。管理が適正にできていなかった山方の農地については、その後の指導により、写真のとおり管理を始めましたので、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。</p> <p>しかしながら、総社1301-2については、9月1日までに果樹を植え、農地に普及するとの申し出を受けておりましたが、写真にありました通り、2,219㎡の面積に対し、現在ゆずを2本植栽しているのみであり、復旧が完了したとは言えない状態であると考えます。</p> <p>なお、この件につきましては、現地調査を行っております。</p> <p>続きまして、津1-2についてですが、北園町の75歳男性から、大篠の農業を営む81歳男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。</p> <p>続きまして、津1-3についてですが、大手町の破産管財人である弁護士から、上田邑の53歳会社員男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。津山地区分の説明は以上です。</p>
日 笠 会 長 事 務 局 (加 茂)	<p>はい、ありがとうございました。続いて加茂。</p> <p>はい、失礼します。続きまして、加茂地区分を、議案書をもとに説明します。</p> <p>加2-1ですが、加茂町戸賀の55歳、会社員の男性から岡山市北区の48歳の女性への交換による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細については別紙調査書のとおりです。また、議案第41号の加2-1と議案第42号の加2-1と関連議案となります。加茂地区からの説明は以上です。</p>
日 笠 会 長 事 務 局 (久 米)	<p>はい、ありがとうございました。続いて久米。</p> <p>はい、失礼します。続きまして、久米地区の説明を致します。久5-1は里公文の68歳農業を営む男性から、同じく里公文の69歳の農業を営む男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。議案第40号の説明は以上でございます。</p>
日 笠 会 長 福 山 委 員	<p>はい、ありがとうございました。それでは、津1-1の現地調査の説明をお願いします。</p> <p>22番福山です。9月8日に井家上委員、鈴木委員、事務局と私で現地確認をし</p>

ました。さっき写真を回してもらったんですが、上4件は除草管理をされているんですが、1番下の2,219㎡の土地については、半分ほど埋めたような土地ですが、ゆずを2本植えた程度で、他は荒れていまして、とても復旧されたとは言えない状態で、ここは許可できないと思います。上4件は部分的に許可できると思います。1番下の土地は復旧できるまで保留にするか、一括して不許可にするか、いずれかだと思います。一応、復旧できるまで様子見の方がええんじゃないかと思います。以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。津1-1に対して、今事務局が説明して、写真も見てもらいましたが、5番目の1301-2については、これは2反なんぼ面積があります。そこにゆずを2本植えたばあで、今日は通らんとということで、後でできてから、また申請してもらおうという方法でええかと思うんですが、みなさんどうですか。

坂 本 委 員 すみません。

日 笠 会 長 はい。

坂 本 委 員 こういうやつで相談があつてですな、昨日。ほんで、今のとおり言うたんです。そしたら、今日中にする言うて。機械も持って行っていると思うし、今日中にもしせなんだら、取消してくれても構わんからということなので、許してあげてもええんじゃないかと思います。

日 笠 会 長 本人からは9月1日までに必ずすると聞いたんじゃけど。

坂 本 委 員 その約束は知らんけど。私は絶対約束を破らせませんから。言うのがタベ、機械を持って行つとると。

日 笠 会 長 2反からあるのを1日でできますか。

坂 本 委 員 3時間あつたらすると思う。

日 笠 会 長 ほん。

坂 本 委 員 3時間あつたらする言うて。

日 笠 会 長 皆さんどう思われますか。私の考えばあ言うてもいけんけん。2反からあるものを明日仕事をすると言うのはどうも腑に落ちんのんじゃけど。

坂 本 委 員 だから、明日中にせなんだら、取消してもらってもええと。そりゃあ、文書で書いてもらってもよろしいと。

日 笠 会 長 9月1日までいうのをな、そもそも締切りまでにしてもらわにゃあいけん所を。

坂 本 委 員 約束は守らにゃあいけんと思いますけど、破つとる人も沢山あるんでね。私が電話受けたんで、明日中にせなんだら、取消しますよ、それは書いてもよろしいということですので、ええようにしてあげて下さい。

日 笠 会 長 私の素人の考えじゃあ、2反からあるものをな。

坂 本 委 員 会長が答えを出さずに、皆の答えを聞いて下さい。

日 笠 会 長 ほん。聞きます。私だったらということ。ゆず2本じゃ中々難しいと思いますけど、皆さんどう思われますか。

福 山 委 員 現地確認行ったんですけど、これはものすごい深い谷で、一部埋めたような所にゆず2本植えただけで、上と下に分けてされるんかどうかわかりませんが、私としたりまず、できる、できないでなく、今日が審議の日ですからね、今日行ってできとればそれはええんですけど、今日中にします言うてもね。ちょっと難しいんじゃないんですか。

坂 本 委 員 できてなかったら何か罰則があるん。

福 山 委 員 罰則がどうこうではないんですけど。

坂 本 委 員 罰則するんですか、言うんじゃ。

福 山 委 員 そりゃあ、本人が取り下げます言うんじゃけん。審議にかける前にそれはちゃんとしてもらわないと。

坂 本 委 員 そうじゃ。そうじゃけど。そういう事情もあるわけじゃから。するときちつと言

				うたらじゃな、しかもゆずを植えとる訳じゃけん。
福	山	委	員	それは確認してからと思いますし、先月だめだったのに、今回っていうのはね。
日	笠	会	長	地元委員さんの発言をお願いします。
大	山	委	員	1区の大山です。先程、坂本委員が言われておりましたが、本人と電話でということでしたが、昨日本人と会いまして、こうこうでとても皆さんが賛同されるようなことではありませんぞと言うたんです。そしたら、明日にでも機械、重機を持って行って、いったん畑にしようと思う。また、下の傾斜地には栗かゆず、そういったものを植えたいと思う。と私には言うたんです。何とか1日、2日でやろうと思うところから、委員会の方では了承いただけたらどうかという話をしたところです。それでその後、恐らく坂本委員に電話して、相談をされたんだと思います。以上です。
坂	本	委	員	そのとおりです。じゃけど、大山さんがそう言うとなら、いけんがなと。明日、明後日の内には機械をしゅっと持って行けよとな。たぶん持って行くとと思う。
日	笠	会	長	機械を持って行くのは誰でも1時間もあつたら持って行くがな。
坂	本	委	員	せんのにから機械を持っていく訳ないがな。回送代が何万円も要るのに。
日	笠	会	長	そりゃあ、要るんか知らんけど。こういう例は作りとないんじゃけどな。
坂	本	委	員	例はあじゃがな。どこに当たり前の例がありゃあ。
日	笠	会	長	みんな例に倣ってしょうりますよ。
坂	本	委	員	どこに例があるん。
日	笠	会	長	どこにでもある。全部。
坂	本	委	員	皆さん、どねえ考えられますじゃあ。こういう特例を作って明日までな。特例じゃないがな。明日までにせなんだら、取消しをしてくれりゃあええよんじゃけん。やるのはやるんじゃけん。こういう文章書いてもよろしいけんというんじゃけん、ちいたあ緩めることもな。言うことだけきつう言うて、さすことをようさせん。どうですかな。
日	笠	会	長	してもらようつもりじゃけどな。ほんなら言うて、全部農地に戻りますか。
坂	本	委	員	明日中には戻すと思う。
日	笠	会	長	2反余りあるのをするのもじゃけど、ここは傾斜なんじゃ。
坂	本	委	員	会長、よろしい言うんじゃけん、ええがな。
池	田	委	員	現地調査しとんじゃけん、それに基づいてすりゃあええがな。今日のところはもう審議始まっとなんじゃけん。先で先でするもんじゃないんじゃけん。
日	笠	会	長	大山委員には明日には全部できると言うたんじゃな。
大	山	委	員	本人はそう言うとりました。確認をとった所なんです。それは委員会で言うから、その後のところは皆の判断にお任せください。そういう風に言うとりますんで。
池	田	委	員	よろしいがな。判断に言うとなんじゃけん。
大	山	委	員	それで坂本委員には、もしできなんだ場合には取消しで構わんからというように言われとんでしょう。
福	山	委	員	一旦許可して、取消しができるんですか。できんでしょう。
坂	本	委	員	じゃから、明日中にせなんだら、許可せんでもええがなとようるんです。
福	山	委	員	今日、決議するんでしょう。
日	笠	会	長	今日はまだユンボ運ぶだけじゃけん。
池	田	委	員	一旦、取れたら中々難しい。
坂	本	委	員	なしてできんのん、取消しは。取消してくださいと言うのに、取消しができん訳ない。本人が言うんじゃけん、何でもできよう。取消して下さい言うたら。
日	笠	会	長	ほんならな、なんぼ言うてもらちが明かんけん、明日の5時までには農地になつてなければ取消ししということですか、今許可するわけにはいかないということの

多数決を取ろうと思うんじゃ。まず、明日の5時まで完全に復旧してないといけ
んと思う人は手を挙げて下さい。

《 挙手なし 》

川崎委員 会長、今農地にするというのがあったけど、栗を植えたりするのがあるけど、それ
は植えにゃあ農地にならん訳？

日笠会長 一応、植えてもらわにゃあな。

福山委員 いや、だから私言ったように、保留にしとったらどうなんですか。他の4筆は許
可できるけど、これについては保留にしておいて、できたらということにせんと。
されるとは言っとんじゃけん。継続審議にしといたら。ここで全員が決めたことを
取り下げたら、また変じゃる。

池田委員 今言うとんじゃけん、取りゃあええがな決を。

日笠会長 明日の5時まで完全に農地になっとれば、今日認めるという者は挙手を。

光成委員 どういう意味？よう分からんのですけど。

日笠会長 ほん。

日光成委員 今のはどっちの意見だったんですか。

日笠会長 できてない所は保留にして、できとる所は許可というのが現地調査の見立て。そ
れを信用するのが1番だと思うんじゃけど。せえでもようるけん、今日は不許可に
するか、それでも明日中にできたら認めるんか、その判断をな。

光成委員 それは認めることができるんですか。

池田委員 そりゃあ、会長、今出てきとんじゃけん、今日でせにゃあ。したけん、するじゃ
なしに。わしは不許可にしといた方がええ思うで。その方がええ気がするで、將
来。わしも久しく出るわけじゃないけど、一応、地区の合議の代表で上がってきと
んじゃけん。現地調査もしとるし。

日笠会長 今言われるように不許可にして、できたらその時申請してもらと。

池田委員 そうそう、その時にな。ええような気がしますけどな。そりゃあ、今日決とって
もよろしいがな。

日笠会長 池田委員が言われようことに賛成の方は。

坂本委員 4件はするということじゃる。

日笠会長 4件はすりゃあえかろうと思うんじゃ。それでよろしかろう皆さん。

日笠会長 はい。

日笠会長 今池田委員が言われたことに賛成の方は手を挙げて下さい。

日笠会長 多数、挙手

日笠会長 はい、賛成多数という事でありがとうございます。4つは許可するということ
で、1つを不許可ということで、よろしいな。

日笠会長 はい。

日笠森委員 すみません。では続きで、津1 - 2から地元委員の説明を5区の方。

16番長森です。津1 - 2の大篠の件でご説明申し上げます。この方はかなり高
齢ではありますけど、精農家でございますので、宜しく願います。

日笠会長 はい、ありがとうございました。津1 - 3。

池田委員 親子です。これは本気で百姓しょうります。問題は調査の時に引っかけたん
ですが、最終的に売買するということで、ひとつ宜しく願います。

坂本委員 最終的にどうする言うて？

池田委員 田んぼにする。

坂本委員 する言うて、しとんか。

池田委員 こっちの方はしとるし、これからします。わしが支持しますけん。

坂本委員 わしが言うて、わしの時分にはだめ言うて、あんたの時分にはな。

池田委員 そりゃ、現地調査の時には荒らしといて、構造改善でな。

坂本委員 荒らしとった。

池田委員	委員	話はきちっとしとる。
坂本委員	委員	話じゃなしに現場は出来とんか。
池田委員	委員	できとるっちゃ。わしが責任持つけん。
坂本委員	委員	わしがいうことはないっちゃ。ここの会じゃけん。
日笠会長	会長	はい、加2 - 1の説明をお願いします。
坂本委員	委員	ちょっと会長待ちんさいよ。質問しょんじゃがな。
池田委員	委員	できます。間違いなし。します。
坂本委員	委員	間違いなしって、わしがって言って、誰が知っとん。誰が見たん。
池田委員	委員	そりゃあ、現地行ってもろうてよろしいがな。もうこっちの方は刈ってあるし。
坂本委員	委員	あんたが言うのは、半分は刈ったけど、半分はこれからっていうことじゃろ。
池田委員	委員	坂本委員、そんなことはないけん。わしはそねえなことはしちゃあおらんけん。
坂本委員	委員	池田委員、あんたが言うのはな、次はすると思ひますって。
池田委員	委員	しますっちゃ。確実にしますけん。
坂本委員	委員	一緒のことじゃっちゃ言うのは、自分が話をするのもあんたが話をするのも一緒のことじゃがな。
池田委員	委員	このまま放っとたらいけん。たまたまこれは抑えられとったから、よう手を出さんかったんじゃ。不動産屋がお金をしとって、問題で。
坂本委員	委員	そういうことは知らんのんじゃけど、あんたは半分はこれからって言っとんじゃけん。
池田委員	委員	違う。間違いないんじゃけん。
坂本委員	委員	委員がやる言うても、本人がやるかやらんか分からんのんじゃけん。
日笠会長	会長	地元委員がする言うんじゃけん、信用してあげにゃあ、どうにも。加茂お願いします。
山下委員	委員	34番山下です。交換ということで、問題ないと思ひます。
日笠会長	会長	はい、ありがとうございます。久米。
太田委員	委員	25番太田です。久5 - 1、特に問題ありません。
日笠会長	会長	はい、ありがとうございます。今議案第40号に対して事務局並びに地元委員さんの説明がありましたが、総社の1301-2を許可しないということで、残りを承認でよろしいか。
	*	はい。
日笠会長	会長	賛成の方は挙手をお願いします。
	*	多数、挙手
日笠会長	会長	はい、賛成多数という事でありありがとうございます。
事務局(津山)		議案第41号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請承認について上程します。事務局説明願ひます。
		議案第41号の説明を致します。今回、津山地区から5件、加茂地区から1件、勝北地区から1件の計7件です。議案書のページは、2ページです。それでは、議案書をもとに説明します。
		津1 - 1番・総社の畑、713㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、総社にお住いの農業を営む男性です。高齢となり農業後継者もいないため、将来の事を考え、比較的管理が容易な太陽光発電施設として造成するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存コンクリートブロック擁壁の利用と水路を設置し、雨水を流し、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。総社西町内会からの、排水承諾書の提出を受けております。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などから他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えま

日 笠 会 長
*
事 務 局 (津 山)

す。

続きまして、津1 - 2番・神戸の田、2,061㎡の件についてです。まず、この件の説明の為、資料を見ていただきたいと思います。

それでは写真を回しますので、よう見て下さい。

写真回覧、休憩

それでは、改めまして説明に入ります。津1 - 2番・神戸の田、2,061㎡の件についてです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種と判断しております。転用目的は、貸露天資材置場です。転用事業者は、神戸にお住まいの会社役員の男性です。役員をしている会社が、現在借りている資材置場を、返却しなければいけなくなり、資材置場として造成し、会社に貸すため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロックを設置し、雨水排水については、西側に水路を設置し、既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。吉井川井堰土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可であり、津山市の定めた農地転用許可に係る審査基準第1章第1の2の(2)のウの(エ)で定められている例外許可規定の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するか検討するため、市に対して助言・指導する立場である岡山県とも協議しましたが、先ほど見ていただきました資料のとおり、北側とは中国自動車道で分断され、当申請地に隣接する住宅は1件のみであり、この1件をもって集落とは言えないと考えます。したがって、例外許可規定のいずれにも該当せず、また、当申請地については、農地を分断する位置であると考えられ、審査基準第1章第2の2の(3)のアで定められている転用を許可することができない事項である「申請に係る農地の位置等からみて、集团的に存在する農地を蚕食し、又は分断するおそれがあると認められる場合」に該当すると考えます。また、この案件につきましては、現地調査を行っております。

続きまして、津1 - 3番・河面の田、328㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅で、施設の概要は、木造二階建て全高8m程度の居宅1棟と、全高2.5m程度の車庫1棟で、建蔽率は26%です。転用事業者は、大吉にお住まいの無職の女性です。現在、大吉に住んでおりますが、娘が帰ってくるので家を譲り、実家近くの自己所有の申請地に、居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロック擁壁を設置し、雨水排水については、排水施設及び沈殿柵を設け、既存排水路に接続し、生活排水については、合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、津1 - 4番・下田邑の畑、622㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力22.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、下田邑にお住まいのパート社員の男性です。申請地が急勾配の所にあり、今後高齢になると耕作出来なくなると考え、さらに老後の収入を安定させるよう、太陽光発電施設として造成するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、ブロック等で段を設け、雨水については、排水路及び沈殿柵を設置し、既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。瀬戸町内会から、差し支えない旨の意見書の提出と、預金残高証明書の添付を受けております。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などから他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと

考えます。

続きまして、津1 - 5番・下横野の田、579㎡の件についてです。農地区分は、農用地となりますが、農業用施設用地への用途変更の承認を受けております。転用目的は農業用施設で、施設の概要は、木造平屋建て全高6m程度の農業用倉庫1棟で、建蔽率は25%です。転用事業者は、林田にお住まいの農業を営む男性です。下横野の農地が増えたため、申請地に農業用倉庫を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、排水路及び沈殿柵を設置し、既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。池部池水利組合から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。また、この案件につきましては、現地調査を行っております。

津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (加 茂)

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

はい、失礼します。続きまして、加茂地区分を、議案書をもとに説明します。

加2 - 1・加茂町戸賀の田、417㎡の件についてです。この件は、次の議案第42号加2 - 1の件と一体であり、関連議案としております。農地区分は、農用地となりますが、農業用施設用地への用途変更の承認を受けております。転用目的は、農業用施設で、施設の概要は、全高4m程度の農業用倉庫1棟と露天作業場及び露天駐車場です。転用事業者は、近隣にお住いの会社員の男性です。現在、兼業で農業を営んでいますが、効率を上げる農業経営に専念しようと考え、住居の近くに農業用施設を設置するため転用するものです。転用に当たり、境界部分にはコンクリート擁壁及び法面工を施し、雨水については敷地内に排水施設及び沈殿柵を設け、隣接する既設水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。戸賀水利組合から、排水承諾書の提出を受けております。農用地区域内農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「農用地利用計画において指定された用途」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。加茂地区からの説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (勝 北)

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

はい、失礼します。それでは勝北地区の説明を致します。

勝4 - 1・安井の田、179㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業はされておらず、周辺の状況から第2種と判断しています。転用目的は農地への進入路です。転用事業者は安井にお住まいの会社員の男性です。現在、所有する農地に進入路がないことから設置するものです。転用に当たり、境界については、一部に境界ブロックを施工し残りの部分は既存ブロックを利用し、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。塩手池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の添付を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。なお、この件につきましては、現地確認を行っております。議案第41号の説明は以上です。

日 笠 会 長
福 山 委 員

はい、ありがとうございました。

それでは、現地調査の説明をお願いします。

22番福山です。9月8日、先程の井家上委員、鈴木委員と事務局2名で現地を確認してきました。事務局から説明があったように1種農地のど真ん中で、例外規定も適用できないということで、不許可でお願いしたいと思います。以上です。

日 笠 会 長
井 家 上 委 員

はい、ありがとうございました。津1 - 5をお願いします。

20番井家上です。先程福山委員が言ったメンバーで、現地確認をしました。南

側と東側は道路に面してしまして、西と北は宅地に面しています。事務局の説明の通り、問題ないと思いますので、宜しくお願いします。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。次は加茂をお願いします。

只 友 委 員 12番只友です。現地確認ですが、異常ありませんでした。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。次に勝北4-1の調査を。

平 田 委 員 現地確認をしました。事務局の説明のとおりで、問題ないと思いますので、審議の程、宜しくお願いします。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。今議案第41号に対して事務局並びに現地調査の説明がありまして、津1-2の許可は適当でないということですが、皆さんこれに対して何かありますか。

坂 本 委 員 最初の説明がよう分からなかった。もう1回言い直してほしい。

福 山 委 員 私のですか。

坂 本 委 員 うん。

福 山 委 員 神戸の件ですね、津1-2。これは委員3名、事務局2名で現地確認に行きました。先程写真を回したと思うんですが、周囲を見ても民家1軒で、離れていますし、例外の許可規定も適用できないということで、事務局の説明のとおり、不許可が適当と思います。

石 本 委 員 29番石本です。津1-2について、私も改良区として、現地調査を致しました。付近に集落がないということですが、中国自動車道が開通したために、付近に集落がないように見えるだけであって、北側に約150世帯ほどの集落があります。それから、南側に80世帯ほどの集落があります。だから、事務局や福山委員が説明した付近に集落がないという見解は多少、私は違うと思っています。検討をお願いします。

日 笠 会 長 事務局、集落接続、分断などの説明をして下さい。

事務局（津山） 中国自動車道を分断としてみるんです。集落というのは隣接した物を言います。この見ていただいた申請地は隣接する宅地は1件しかないの、集落とはみれないんです。

石 本 委 員 中国道は分断なの？北に20m行ったら、集落があるんですよ。

事務局（津山） 20mでも隣接していないと集落とはみないんです。

石 本 委 員 それは事務局、行政の見解ですか。

日 笠 会 長 はい。行政の見解じゃろ。

事務局（津山） はい、そうです。

石 本 委 員 はい、分かりました。

日 笠 会 長 はい、他にはありませんか。

* ありません。

日 笠 会 長 それでは、津1-2を不許可、加2-1を次の議案第42号まで保留、その他を承認でよろしいか。

* はい。

日 笠 会 長 それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

* 多数、挙手

日 笠 会 長 はい、賛成多数という事でありがとうございます。

事務局（津山） 議案第42号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山） はい、失礼します。議案第42号の説明を致します。今回、津山地区から5件、加茂地区から2件、勝北地区から1件の計8件です。議案書のページは、3ページから4ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

津1-1番・小田中の畑、1,430㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設で、施

設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、岡山市に本店を置く、資本金の額3,600万円の株式会社で、主な業務は再生可能エネルギーの開発、販売業などです。再生可能エネルギーの発展を考え、太陽光発電施設を設置するため、転用するものです。転用にあたり、天板部分にはグラウンドカバーを敷き詰め、北側と南側にコンクリート擁壁を設置し、土砂と雨水の流れを止めて、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、津1-2番・総社の畑、1,993㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、農業用施設で、施設の概要は、全高2.5m程度の農業用倉庫1棟と露天農作業場、及び法面です。面積が大きいです。大半が法面であり、実際に利用できる面積は3分の1程度です。転用事業者は、議案第40号津1-1と同一の、大田にお住いの会社員の男性です。取得する総社の農地を管理するための、農作業に使用する機具等を保管するため、農地に近い当申請地に農業用倉庫を建築するため、転用するものです。事前施工が見受けられたため、地元農業委員の指導により顛末書を添付しての申請となっております。転用にあたり、砂利を敷き詰めて、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を防止する形状であることを確認しています。土地改良区には、未所属です。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、津1-3番・高野山西の田、992㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種と判断しております。転用目的は、露天資材置場です。転用事業者は、隣接地に本店を置く、資本金の額1,000万円の株式会社で、主な業務は建築工事業です。現在、建築工事業や塗装工事業を主にしていますが、土木工事業を新たに始める為、資材置場の確保が必要となったので、露天資材置場として造成するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁及び水路を設置し、雨水排水については、排水施設及び沈殿柵を設置し、既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。山西水利連合組合から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される周辺地域に居住する者の業務上必要な施設」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、この案件につきましては、現地調査を行っております。

続きまして、津1-4番・国分寺の田、1,108㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は建売住宅用地で、施設の概要は、木造二階建て全高6.5m程度の建売住宅4棟及び進入路で、建蔽率は32%です。転用事業者は、院庄に本店を置く、資本金の額1,000万円の有限会社で、主な業務は土地建物の売買及び仲介事業です。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁及び水路を設置し、雨水を流し、既存水路に接続させ、生活排水については、合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と、借入金が3,000万円を超えることから個人の方から資金を借りるとして、貸付証明書及び貸付者の預金残高証明書の提出と、宅建業の免許書の写しの添付を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、津1-5番・東一宮の田、330㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車

場です。転用事業者は、中北上にお住いの会社役員の男性です。現在、役員をしている会社では敷地内及び隣接地に借りている駐車場を利用しておりますが、縦列で駐車するなど、不便であり、また、お客様用駐車場が不足しているため、駐車場として造成し貸し付けるものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設け、雨水排水については、北側の会社の敷地内のフリーム溜柵を通じて、既存水路に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (加 茂)

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

はい、失礼します。続きまして、加茂地区分を、議案書をもとに説明します。

加2-1・加茂町戸賀の田、146㎡の件についてです。この件は先ほどの議案41号の加2-1との関連議案であり、議案第40号の加2-1であった交換の土地です。農地区分は、農用地となりますが、農業用施設用地への用途変更の承認を受けております。先ほどの議案第41号加2-1と転用目的等全て同一ですので説明は省略させていただきます。農用地区域内農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「農用地利用計画において指定された用途」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。

続きまして、加2-2・加茂町黒木の田、169㎡・畑、2.97㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業はされておらず、周辺の状況から第2種と判断しています。転用目的は、集会場に入る幅員3m程度の進入路です。転用事業者は、加茂町黒木に主たる事務所を置く、基本財産の総額1億8,682万1,902円の宗教法人です。集会場へ向かう既存の進入路が不便であるため新たに整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分には、コンクリート擁壁を設置し、道部分は舗装を施し、雨水排水については、道に勾配を設け、既存の側溝に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。西黒木水利組合から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、この件につきましては現地調査を行っております。

加茂地区からの説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (勝 北)

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

はい、失礼します。それでは勝北地区の説明を致します。

勝4-1・西中の畑、257㎡の件についてです。農地区分については第1種、第3種に該当しないことから第2種と判断しています。転用目的は貸露天駐車場です。転用事業者は北園町にお住いの学生の女性です。現在は、申請地の隣接地で祖母が経営する理容店で仕入れなど、庶務的なことを担当しながら、後継ぎになるべく岡山市内の岡山県理容美容専門学校に通っているため、職業を学生としております。当理容店には、転用事業者ならびに来客者の駐車場がなく、県道脇に路上駐車や歩道や近隣地に駐車している状況となっていることから、露天駐車場として造成し、祖母に貸すこととしたものです。転用に当たり、天板は表土20cm程度をはぎ取り、碎石を敷き、境界部分については既設のコンクリート擁壁を使用し、雨水排水については、擁壁内に排水路ならびに沈殿柵を設置し、既設の排水溝へ排出するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。西中下町内会から、排水承諾書の提出、転用事業者が学生であることから資金を証明するものとして通帳のコピー、ならびに経営者である祖母との土地の使用貸借契約書の添付を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。なお、この件につきましては、現地確認を行って

おります。

議案第42号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。

鈴木委員 それでは、現地調査の説明をお願いします。

日笠会長 9月8日に委員3人、事務局2人で現地に行きました。その結果、事務局言われたとおりで、問題ないと思いますので、宜しくお願いします。

只友委員 はい、ありがとうございました。加茂地区の現地調査をお願いします。

日笠会長 12番只友です。加2-1については、3条、4条と関連しております。現地及び、周辺に対し、問題は見受けられませんでした。以上です。

内田委員 はい、ありがとうございました。勝北をお願いします。

日笠会長 27番内田です。場所は新野小学校の近くに甲田理髪店がございます。その隣が現地です。先程、事務局から言われましたように、露天の駐車場として、お爺ちゃんから孫への移転でございます。宜しくお願いします。

日笠会長 はい、ありがとうございました。議案第42号に対して事務局並びに現地調査の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

* ありません。

日笠会長 ありませんか。

* はい。

日笠会長 それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

* 多数、挙手

日笠会長 はい、賛成多数という事でありがとうございます。今の承認をもって、保留にしていた議案第41号の加2-1も許可とさせていただきます。

議案第43号農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局(津山) はい、失礼します。議案第43号の説明を致します。今回、津山地区から2件のみです。議案書のページは、5ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

津1-6番・志戸部の田、1,809㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は貸店舗で、施設の概要は、鉄骨造平屋建て全高10m程度の店舗1棟で、建蔽率は42%です。転用事業者は、名古屋市に本店を置く、資本金の額2億5,125万円の株式会社で、主な業務は不動産の所有、管理及び賃貸借等です。申請地周辺で貸店舗用地を探していた所、申請地を含む一帯の土地が借りられる様になったので、貸店舗を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、排水路及び沈殿柵を設け、既存水路に接続させ、生活排水については、公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。志戸部水利組合から、差し支えない旨の意見書、及び隣接地所有者から、排水承諾書の提出と、賃貸借契約書の写しと、自己資金が3,000万円を超える事から、預金残高証明書の添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津1-7番・河辺の田、1,686㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は営業所兼倉庫で、施設の概要は、鉄骨造二階建て全高8m程度の営業所兼倉庫1棟及び露天駐車場で、建蔽率は27%です。転用事業者は、広島市に本店を置く、資本金の額11億4,400万円の株式会社で、主な業務は医薬品等の卸売業です。新たに営業所を設置しようとしたところ、インターに近く物流の便等の条件が整っていたことから、当申請地を、転用することとしたものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、側溝を設け、既存水路に接続させ、生活排水に

については、合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と、賃貸借契約書の写しと、自己資金が3,000万円を超える事から、預金残高証明書の添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第43号の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。今議案第43号に対して事務局の説明がありました。皆さんこれに対して何かありますか。

*

ありません。

日 笠 会 長

ありませんか。

*

はい。

日 笠 会 長

それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

*

多数、挙手

日 笠 会 長

はい、賛成多数という事でありがとうございます。

議案第44号農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山）

はい、失礼します。議案第44号の説明を致します。今回、津山地区から1件と久米地区から1件の計2件です。議案書のページは、6ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

津1-8番・河面の田、246㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は一般住宅で、施設の概要は、木造二階建て全高8m程度の居宅1棟で、建蔽率は23%です。転用事業者は、大吉にお住いの会社の男性です。現在、大吉の実家に住んでおりますが、自己所有の居宅を建築するため申請地を母から借り受け、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、排水路及び沈殿柵を設け、既存水路に接続させ、生活排水については、合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。続いて久米。

事務局（久米）

はい、失礼します。続きまして、久米地区の説明を致します。

久5-1番・久米川南の田、717㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であるため、第1種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、全高4m程度の居宅1棟、進入路及び露天駐車場です。転用事業者は、隣接地にお住まいの会社員の男性です。結婚に伴い手狭となるため、住居の建築、露天駐車場、及び父の居宅への進入も兼ねた進入路造成のため、父所有の申請地を借り受け転用するものです。事前施工が見受けられたため、地元農業委員の指導により顛末書を添付しての申請となっております。転用にあたり、境界部分については、周囲に擁壁を設け、雨水排水については、溜柵を通じて水路に流し、生活排水については、合併浄化槽を通じて既存水路へ接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を防止する形状であることを確認しております。薬師池水利組合から、差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。

				議案第44号の説明は以上でございます。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
光	成	委	員	それでは、現地調査の説明をお願いします。
				13番光成です。先程の事務局の説明のとおり問題ないと思いますので、宜しく
				お願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。今議案第44号に対して事務局並びに現地調査
				の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。
		*		ありません。
日	笠	会	長	ありませんか。
		*		はい。
日	笠	会	長	それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。
		*		多数、挙手
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。
				議案第45号非農地証明願承認について上程します。写真が回るまで、休憩とし
				ます。
		*		写真回覧、休憩
日	笠	会	長	写真を見てもらうたんで、再開させてもらいます。
				筆頭者の方、説明をお願いします。
大	山	委	員	1区の大山です。津1-1ですが、これは勝部地内でございまして、備考欄に書
				いてありますように、昭和54年頃に家を建て、今は駐車場として使っているとい
				うことで、事実が分かって、この度手続きをすることになったということであり
				ます。
				津1-2については、小原地内ではありますが、昭和30年頃に野菜の栽培で、水
				源地として水の必要なことがありますので、ため池として利用していたということ
				です。
				津1-3については、墓地を新築したということで、平成14年にお母さんが亡
				くなられて、何も知らずに墓を作ったというのがあります。この度墓地の17㎡
				と管理地として20㎡を分筆し、非農地申請をされたということです。以上です。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
小	島	委	員	31番小島です。高野小学校の西側であります。備考欄に書いてあるとおりで
				す。宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
森	本	委	員	18番森本です。津1-5、1-6について、説明させていただきます。津1-
				5は上高倉の西谷という所で、所有者の方が相続受けた頃には宅地や、進入路とい
				った宅地の一部になっていたようで、農地だとは思わずに使用していたということ
				です。
				津1-6はこの近くになるんですけど、亡くなったお父さんが農業用の建物を申
				請地に立ててしまっていたもので、下の2件については、自宅の農家住宅の前と後
				ろにあるんですけど、植え込みや庭の一部になっていた状態ですので、宜しくお願い
				します。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
福	田	委	員	15番福田です。津1-7と1-8について、説明します。
				津1-7は備考欄にあるとおりでして、駐車場として使っていまして、今更農地
				に戻すということにはいきません。
				津1-8につきましても、牛舎として使用しており、農地ではないです。宜しく
				お願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
勝	山	委	員	19番勝山です。津1-9について説明致します。場所は一宮のちょうど真ん中

				の辺でございまして、昭和60年頃に亡き父が家を建ててしまったということで、仕方ないと思いますので、宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
竹	内	委	員	11番竹内です。加2-1、加茂町下津川342-7、畑。もう山林化しておりました。同じく648-8については、昭和50年頃から墓地の管理地として、利用していたということです。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
川	崎	委	員	これにつきましては、現地調査に赴きましたところ、農業用施設として、機械を置く所がないことから、そこに倉庫を建てて、利用していたということです。その下の18㎡の土地につきましては、町道の拡張によって、田んぼが買収されて、残ったのが18㎡だったということで、宅地の一部として利用していたということです。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
平	田	委	員	4番平田です。勝4-2について、説明させていただきます。先代の方の頃より、庭として利用していますので、致し方ないと思います。宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。今議案第45号に対して、筆頭者並びに現地調査の説明がありました。これに対して何かありますか。
	*			ありません。
日	笠	会	長	ありませんか。
	*			はい。
日	笠	会	長	はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。
	*			多数、挙手
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 議案第46号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。筆頭者の説明をお願いします。
福	田	委	員	津1-1から4について説明させていただきます。いずれも種なんです。備考欄のとおり耕作放棄地ですね。山林化したり原野化した所です。これからは種や福南、福岡ではこんなん沢山出てくると思います。今後とも宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
池	田	委	員	32番池田です。これも周辺がしょうたんですけど、みな耕作放棄地になってしまって、管理しょうたんですけど、荒れてどうにもならんんですけど、ひとつ宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
長	森	委	員	16番長森でございます。津1-6の大篠の件でございますけど、これも備考欄のとおり、雑草や雑木が生えておりますので、宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
山	下	委	員	34番山下です。これも長い間耕作されておらず、どうにもならん状態ですので、宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
竹	内	委	員	11番竹内です。加2-2ですが、これは山林化しておりました。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。
内	田	委	員	27番内田です。勝4-1について説明させていただきます。現在は山林化になってしまっております。復旧は極めて困難だと考えますので、宜しくお願いします。 勝4-2、勝4-3は隣同士で、荒廃理由も同じです。場所はJA勝英勝北支店の北東約500mの所でございます。昭和40年頃まではりんごを作っておりましたが、山林化になってしましまして、田畑に戻すには極めて困難だと思います。 勝4-4でございますが、場所は国道53号線沿いの日本原交差点の北西に広谷

池があって、その東に段々畑がありまして、原野化してしまっている状態です。畑に戻すには困難だと判断します。宜しくお願いします。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。

内 藤 委 員 9 番内藤です。説明させていただきます。備考欄に書いてありますとおりで、耕作をせんようになって相当の月日が経っております。ぐるりは山林で田んぼそのものが原野化しておる状態です。宜しくお願いします。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。加茂の土地が農振農用地なので、非農地判断するにあたっては、注意が必要だとは思いますが、事務局から何かありますか。

事務局（津山） 今会長からありましたように、加2 - 1、加茂町宇野5 - 1並びに5 - 2につきましては農振農用地でありますので、圃場整備されてない為、2種農地の判断にはなるんですけど、それでありますので、非農地通知を行う上で、注意事項を載せさせていただきたいと思えます。これからその注意事項を読み上げさせていただきたいと思えます。上記土地の内、加茂町宇野5番1及び5番2について農業振興地域内農用地に用途指定された土地であり、農業振興地域の整備に関する法律（以下、「農振法」と言う。）の規定に基づき、開発が制限されています。当該土地を農振法で規定された用途以外に使用する場合は農振法の規定に基づく手続きが必要となります。詳しくは津山市役所産業経済部農業振興課までお問い合わせください。という注意書きをさせていただこうと思えます。今後農振農用地が出た場合もこのような取り扱いをさせていただきたいと思えますので、宜しくお願いします。

日 笠 会 長 分かりましたか。農振農用地で荒廃しているのはもう仕方ないと思えます。ですが、農振除外の申請して、農振でなくしてじゃないと、開発してもらわれたら困るということで、宜しくお願いします。今後こういうのが出た場合のために、通知の際に注意事項をつけさせてもらいます。こういうことでよろしいか。

* はい。

日 笠 会 長 それでは今議案第46号に対して、筆頭者の説明がありましたが、これに対して何かありますか。

* ありません。

日 笠 会 長 ありませんか。

* はい。

日 笠 会 長 はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

* 多数、挙手

日 笠 会 長 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

事務局（津山） 議案第47号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明願います。

はい、失礼します。それでは、議案第47号農用地利用集積計画の承認について、説明致します。

今回の利用権設定は、13ページの表にありますように、田33,921㎡、畑1,096㎡、計35,017㎡です。筆ごとの権利の内訳は、14ページの各筆明細に記載してありますように、津山地区5件、加茂地区1件、勝北地区2件の計8件です。

以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

議案第47号の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。今議案第47号に対して事務局が説明しましたが、承認いただけますか。

* はい。

日 笠 会 長 よろしいか。

* はい。

日 笠 会 長 はい、賛成の方は挙手でお願いします。

<p>* 日 笠 会 長</p>	<p>多数、挙手 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 議案第48号津山市国民健康保険運営協議会委員の推薦について上程します。今太田委員にしてもらっているんですが、どうでしょうか。それでよろしいか。</p>
<p>* 日 笠 会 長</p>	<p>はい。 続けてしてもらっても宜しいか。</p>
<p>* 日 笠 会 長</p>	<p>はい。</p>
<p>太 田 委 員</p>	<p>ほんなら、太田委員さん宜しく申し上げます。</p>
<p>日 笠 会 長</p>	<p>はい。させていただきます。</p>
<p>日 笠 会 長</p>	<p>はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 報告第12号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明して下さい。</p>
<p>事 務 局 (津 山)</p>	<p>はい、失礼します。それでは、報告第12号について説明します。議案書のページは16ページです。今回は、相続によるものが2件14筆となっております。 1-1については、一部無断転用とみられる農地がありましたので、適正な手続きをとるよう通知しております。その他詳細は議案書のとおりです。 報告第12号の説明は以上です。</p>
<p>日 笠 会 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。 これで議案は終わりましたが、皆さんの方から何かありませんか。</p>
<p>* 日 笠 会 長</p>	<p>ありません。</p>
<p>* 日 笠 会 長</p>	<p>ありませんか。</p>
<p>日 笠 会 長</p>	<p>はい。</p>
<p>事 務 局 次 長</p>	<p>無い様でしたら、事務局の方からお願いします。</p>
<p>日 笠 会 長</p>	<p>ありません。</p>
<p>事 務 局 次 長</p>	<p>それでは、次回の開催連絡をお願いします。 事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。次回の10月の定例委員会ですが、10月11日火曜日午後1時30分より、市役所2階大会議室で行います。 繰り返し申し上げます。次回の10月の定例委員会ですが、10月11日火曜日午後1時30分より、市役所2階大会議室で行います。それに伴います現地調査ですが、10月6日木曜日午前9時30分より各地区で行っていただきたいと思えます。各地区の担当委員さんを申し上げます。 津山地区につきましては、29番石本委員さん、31番小島委員さん、32番池田委員さんでお願い致します。 加茂・阿波地区につきましては、34番山下委員さん、36番寺元委員さん、11番竹内委員さんでお願い致します。 勝北地区につきましては、4番平田委員さん、9番内藤委員さん、26番川崎委員さんでお願い致します。 久米地区につきましては、37番河本委員さん、8番松岡委員さん、10番植本委員さんでお願い致します。 次回の定例会の日程等についての事務局からの連絡は、以上でございます。 それでは、これもちまして9月の定例委員会を閉会と致します。ご苦労様でした。</p>
<p>木 下 会 長 代 理</p>	<p>お疲れ様でした。</p>
<p>* 日 笠 会 長</p>	<p>お疲れ様でした。</p>

(1 5 : 0 5 終 了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
